

令和7年2月25日招集

第2回 狹山市農業委員会総会議事録

狹山市農業委員会

令和 7 年 第 2 回 狹 山 市 農 業 委 員 会 総 会

令和 7 年 2 月 2 5 日 (火曜日) 開催場所 狹山市農村環境改善センター 農事研修室

議事日程

- 1 開会 午後 1 時 3 0 分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画 (案) について
 - (2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 4 協議及び報告事項
 - (1) 農地法第 3 条、第 4 条、第 5 条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後 3 時

本日の出席農業委員 14 名

1 番 浅 見 誠 次	2 番 落 合 房 子	3 番 増 田 棟 順
4 番 増 田 棟 順	5 番 堀 口 一 男	6 番 齋 藤 栄 一
7 番 森 田 依 見 子	8 番 仲 川 知 範	9 番 室 岡 芳 浩
10 番 清 水 芳 則	11 番 大 野 博 文	12 番 下 村 辰 次
13 番 安 藤 千 鶴	14 番 増 田 茂	

本日の出席推進委員 8 名

甲 田 善 徳	橋 本 貴 男	奥 富 一 利	筋 野 克 典
内 田 博 樹	片 岡 弘 幸	久 保 田 芳 彦	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 三 ツ 木 淳

事務局 定刻になりましたので、これより令和7年第2回狭山市農業委員会総会を開催いたします。本日は、確定申告の都合により農業委員会室が使用できませんので、改善センターとなりましたことご了承ください。

それでは、最初に資料のご確認をお願いします。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・総会議案書 議案第1号ー1 農用地利用集積計画（個人）について
- 議案第1号ー2 農用地利用集積計画（機構）について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

・資料1 議案図面資料

- ・資料2 報告第1号 農地法第3条の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について
- 報告第4号 公共事業の施行に伴う一時転用に係る届出について
- 報告第5号 農地法第18条の規定による合意解約通知について

となります よろしいでしょうか。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していることを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

これより第2回狭山市農業委員会総会となりますが、最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会長 【会長の挨拶】

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しく願いいたします。

議長 これより、第2回狭山市農業委員会総会を開催します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号9番 室岡 芳浩 委員と10番 清水 芳則 委員をお願いします。

まずは、第2回総会の概要について事務局から説明してください。

事務局 地区別許可申請等一覧をご覧ください。

農用地利用集積計画（個人）が、入間川地区3件、入曽地区3件、堀兼地区6件、奥富地区1件の合計13件です。

農用地利用集積計画（機構）が、堀兼地区5件、水富地区1件の合計6件です。

農地法第3条許可申請が、奥富地区1件、水富地区1件の合計2件です。

農地法第5条許可申請が、奥富地区2件、柏原地区2件の合計4件です。

先にお送りしました通知の中では、入曽地区の1件がございましたが、取り下げ願いが提出されました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、順を追って説明を求めます。

まず、議案第1号-1「農用地利用集積計画（個人）について」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。

入間川地区の甲田推進委員から順にお願いします。

推進委員 1 入間川地区（甲田推進委員）、2 入曽地区（橋本推進委員）、3 堀兼地区（奥富推進委員、筋野推進委員、内田推進委員）、4 奥富地区（片岡推進委員）、5 柏原地区（久保田推進委員）、6 水富地区（高橋推進委員）

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号-1「農用地利用集積計画（個人）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

時間の都合もございますので、一括での説明とし、終了後、質疑応答、採決といたします。

事務局 議案第1号-1 1番について、ご説明いたします。

受人は三芳町に在住、渡人は入間川に在住。

土地の所在は沢 地目は畑 地積は1421㎡のうち800㎡。

利用の区分は『新規』で賃貸借権の設定です。

なお、認定農業者となっています。

2番について、ご説明いたします。

受人は1番と同一です。渡人は沢に在住。

土地の所在は沢 他3筆 地目は全て畑 地積は合計で676㎡。

利用の区分は『新規』で賃貸借権の設定です。

3番について、ご説明いたします。

受人は1番と同一です。渡人は沢に在住。

土地の所在は沢 他6筆 地目は全て畑 地積は合計で646㎡。

利用の区分は『新規』で賃貸借権の設定です。

4番について、ご説明いたします。

受人は上赤坂に在住、渡人は北入曽に在住。

土地の所在は大字北入曽字下原 他2筆 地目は全て畑 地積は合計で6293㎡。

利用の区分は『新規』で使用貸借権の設定です。

なお、認定農業者となっています。

5番について、ご説明いたします。

受人は南入曽に在住、渡人は横浜市港北区に在住。

土地の所在は大字南入曽字北流 他2筆 地目は全て畑 地積は合計で1314㎡。

所有権の移転です。

なお、認定農業者となっています。

また、推進委員につき、農業委員会法第31条に規定する、議事への参与への制限には該当しません。

6 番について、ご説明いたします。

受人は北入曾に在住、渡人は水野に在住。

土地の所在は大字水野字逃水 他 3 筆 地目は全て畑 地積は合計で 1 1 4 2 0 m²。

利用の区分は『更新』で賃貸借権の設定です。

なお、認定農業者となっています。

7 番について、ご説明いたします。

受人は堀兼に在住、渡人は堀兼に在住。

土地の所在は大字堀兼字広野 他 1 筆 地目は全て畑 地積は合計で 3 0 1 3 m²。

利用の区分は『更新』で賃貸借権の設定です。

なお、認定農業者となっています。

また、同地は相続税納税猶予の対象農地ではありますが、農業経営基盤強化足跡法による特定貸付の対象地です。

8 番について、ご説明いたします。

受人は堀兼に在住、渡人は加佐志に在住。

土地の所在は大字堀兼字西平野 他 1 筆 地目は全て畑 地積は合計で 4 6 8 8 m²。

利用の区分は『更新』で使用貸借権の設定です。

なお、認定農業者となっています。

9 番について、ご説明いたします。

受人は 4 番と同一です。渡人は堀兼に在住。

土地の所在は大字堀兼字中流他 6 筆 地目は全て畑 地積は合計で 1 2 0 0 0 m²。

利用の区分は『新規』で使用貸借権の設定です。

1 0 番について、ご説明いたします。

受人は堀兼に在住、渡人は堀兼に在住。

土地の所在は大字堀兼字富士見台 他 1 筆 地目は全て畑 地積は合計で 2 8 8 5 m²。

利用の区分は『更新』で使用貸借権の設定です。

なお、認定農業者となっています。

1 1 番について、ご説明いたします。

受人は 4 番と同一です。渡人は北入曾に在住。

土地の所在は大字上赤坂字霞ノ丘 他 1 筆 地目は全て畑 地積は合計で 3 9 2 2 m²。

利用の区分は『新規』で使用貸借権の設定です。

1 2 番について、ご説明いたします。

受人は 4 番と同一です。渡人は上赤坂に在住。

土地の所在は大字上赤坂字月見ノ台他 3 筆地目は全て畑 地積は合計で 4 9 6 1 m²。

利用の区分は『新規』で使用貸借権の設定です。

13番について、ご説明いたします。

受人は上奥富に在住、渡人は上奥富に在住。

土地の所在は大字上奥富字上三田 地目は畑 地積は3250㎡。

利用の区分は『更新』で賃貸借権の設定です。

なお、認定農業者となっています。

また、農業委員につき、農業委員会法第31条に規定する、議事への参与への制限に該当します。

以上です。

議長 説明が終わりました。

これより審査を行います。会場もいつもと異なることもありますので、委員は13番の案件に対し、席を移動することなく、議事には参与しないということで願います。

それでは、1番から12番を一括し、質疑を受け付けます。

質疑、無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、1番から12番の案件を『承認』します。

次に、13番について、質疑を受け付けます。

質疑、無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『承認』します。

次に、議案第1号ー2「農用地利用集積計画（機構）について」を議題とし、農業振興課の説明を求めます。

時間の都合もございますので、一括での説明とし、終了後、質疑応答、採決といたします。

また、4番の事案、委員と同じ対応を願います。

事務局 【農業振興課にて1番から6番までを通して説明】

議長 説明が終わりました。

それでは、4番を除いた5件を一括し、質疑を受け付けます。

質疑、無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、4番を除いた案件を『承認』します。

次に、4番について、質疑を受け付けます。

質疑、無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『承認』します。

農業振興課の方は、退室いただいて結構です。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

- 議長 議案第2号 1番について、ご説明いたします。
受人は川越市に在住、渡人は川越市に在住。
土地の所在は大字下奥富字宮後 地目は田 地積は1210㎡。
亀井神社の北側に位置します。
本件におきまして、法第3条第2項第1号における全部耕作要件については、受入及び世帯員名義の所有農地、借入農地で耕作放棄地はありません。また、川越市の自作地につきましては、川越市農業委員会から同人の経営状況調査書を送付いただき確認しました。
法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、従来と同様の計画であり、確実と思われます。
また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障については無いものと思われます。
以上です。
- 事務局 事務局の説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑、無いようですので、本件を許可するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可』します。
次に、2番について、事務局の説明を求めます。
- 議長 議案第2号 2番について、ご説明いたします。
受人は笹井に在住、渡人は水野に在住。
土地の所在は大字笹井字八木 地目は畑 地積は937㎡。
圏央道狭山パーキングエリアの南側に位置します。
本件におきまして、法第3条第2項第1号における全部耕作要件については、新規参入につき該当しません。
法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、実家の農業の手伝い等で技術・知識を持っており、確実と思われます。
また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障については無いものと思われます。以上です。

- 事務局 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑、無いようですので、本件を許可とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可』とします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、担当委員の説明を求めます。

1番と2番については密接な関係がある案件であり、事務局が許可権者との調整のなかで疑義もあるようですので、事務局からの説明を聞きたいと考えます。

議長 砂利採取法による実務を執っているのが、県西部環境事務所になります。事務連絡で立ち寄った際、ちょうど事業計画者が指導を受けており、凄いい数の付箋による修正箇所があったため、一両日中の調整は難しいと判断しました。

住宅建築の際には、開発審査課への相談処理を確認し、総会に上程していますが、県西部環境事務所との調整に時間を要する状況にあることから、総会でも意思決定できる状況になく『保留』とし、来月までに調整を済ますことを指導しては如何かと思えます。

委員 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を保留とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『保留』とし、来月に持ち越します。

次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

事務局 【3番の説明】

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

議長 【4番の説明】

事務局 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

運営委員会でも申しましたが、本件の地理的要件等を勘案した場合、申請目的通りに一定期間利用されるか見守る必要があると考えます。

資材置場について県は、6カ月おきに3年間、利用報告の提出を求めていることから、意見書に同事項を要する旨、記載しては如何かと考えます。

事務局 事務局からの意見について、何か質疑等ございますか。

質疑は無いようですので、本件について意見を付して許可相当とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』としますが、県へは意見を付して提出します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出、公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出及び法第18条の規定による合意解約通知について、事務局から順次、説明を求めます。

議長 報告第1号をご覧ください。

農地法第3条の3の規定による届出は、3件14筆、地目及び地積は、畑が10631㎡、田が3096㎡、合計で13727㎡です。

原因はいずれも相続によるものです。

これら届出において、あつせんは希望しておりません。

報告第2号をご覧ください。

農地法第4条の規定による届出は、1件1筆、地目は畑、地積は132㎡です。

転用目的は住宅敷地です。

報告第3号をご覧ください。

農地法第5条の規定による届出は、3件6筆で、地目及び地積は、畑が924㎡、田が1701㎡、合計で2625㎡です。

転用目的はいずれも住宅敷地が2件、駐車場敷地が1件です。

報告第4号をご覧ください。

公共事業の施行に伴う一時転用の届出は、2件2筆、地目は畑、地積は1055㎡です。

事業内容は狭山市が所管する道路工事に係る資材置場です。施行期間は1月27日から3月28日まで。

埼玉県が所管する道路工事に係る資材置場です。施行期間は2月3日から6月30日まで。

報告第5号をご覧ください。

本件は議案第1号―1 11番の案件に関係したもので、借用期間を整える関係から、一度、合意解約したものです。

以上です。

事務局 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑はないようです。

その他について、委員から何かありますか。

事務局から何かありますか。

議長 他にございますか。

無いようですので、これをもって、第2回狭山市農業委員会総会を終了します。

ご協力ありがとうございました。